

事務局長	係長	係

第35回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月9日（火）午後4時00分～午後4時30分

2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）

3. 出席者（10名）

委員	土井 泉章	農地利用最適化推進委員	原 豊広
委員	亀川 一久	農地利用最適化推進委員	堤 與四行
委員	武村 哲也	農地利用最適化推進委員	鵜池 隆幸
委員	福田 源吾		
委員	永尾 喜代子		
委員	牛島 幸雄		
委員	堤 忠雄		

4. 欠席者（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■■

委員 ■番 ■■ ■■■

第2 【議案第2号】 令和5年度農業経営基盤強化促進法（第2号）の諮問について

【議案第3号】 農地法第4条の規定による農地の転用について（1件）

【議案第4号】 農地等形状変更届出書について（1件）

その他

6. 農業委員会事務局

事務局長	高田 匡樹
副課長	千住 靖弘
係長	津野 弘樹
主事	竹下 裕哉

7. 会議の内容

事務局長

おはようございます。ただ今から令和5年第35回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第2号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第2号)の諮問について議題に供します。事務局から議案第2号の朗読と説明をお願いいたします。

千住副課長

おはようございます。それでは、議案第2号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第2号)の諮問について、説明をいたします。2ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第2号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第2号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で議案第2号の朗読及び説明を終わります。

議長

ありがとうございました。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第2号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

議案第2号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第2号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。

議 長

議案第 3 号農地法第 4 条の規定による農地の転用について事務局より説明をお願いします。

津野係長

それでは 11 ページをご覧ください。

農家住宅用地（追認）の案件であり、令和 5 年 3 月 27 日に申請があった分について説明をさせていただきます。

【以下、議案書に基づき議案第 3 号農地法第 4 条の規定による農地の転用についての内容を朗読及び説明】

それでは別紙の農地法第 4 条に係る意見書の 1 ページをご覧ください。農地区分は、田の方が特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第 1 種農地であり、畑の方が中山間等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第 2 種農地となっております。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的（申請土地が甲種農地、第 1 種農地又は第 2 種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由）】というところですが、申請地は特定土地改良事業が施工された第 1 種農地と、土地改良事業等が行われていない第 2 種農地である。25 年程前から農家住宅敷地の一部として利用されており、農地への復元も困難な状態のため申請地を転用することはやむを得ないと認められます。【2.資金及び信用】については、すでに農家住宅敷地の一部として利用されており、新たな建設はなく事業費は発生しない。また、始末書が提出されていることから、適当と思われます。

【3.転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況】については、仮登記等はありません（該当なし）です。【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、すでに農家住宅敷地の一部として利用されていることから確実であると判断できます。【5.行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み】については、該当ありません。【6.農地以外の土地の利用見込み】について、隣接する宅地は申請者名義であるため、確実だと判断できます。【7.計画面積の妥当性】については、すでに農家住宅敷地の一部として利用されているため適正であると思われます。【8.宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】については、該当なしです。【9.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、すでに農家住宅敷地の一部として利用されており、何ら条件を変更するものではないため支障はありません。【10.一時転用である場合にはその妥当性】については、一時転用ではないので該当ありません。【11.法令（条例を含む）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】については、埋蔵文化財について町担当課へ照会し、該当なしで回答をうけております。

以上により、今回の案件については、許可相当ではないかと思

われます。

議長 ありがとうございます。何か質問等はありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号農地法第4条の規定によるうちの転用について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第3号農地法第4条の規定によるうちの転用について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第4号農地等形状変更届出書について説明をお願いします。

津野係長 それでは、17ページをご覧ください。
【以下、議案書に基づき議案第4号農地等形状変更届出書について説明】
以上で、説明を終わります。

議長 何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長 それではこれをもちまして、第35回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、6月5日(月)に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員